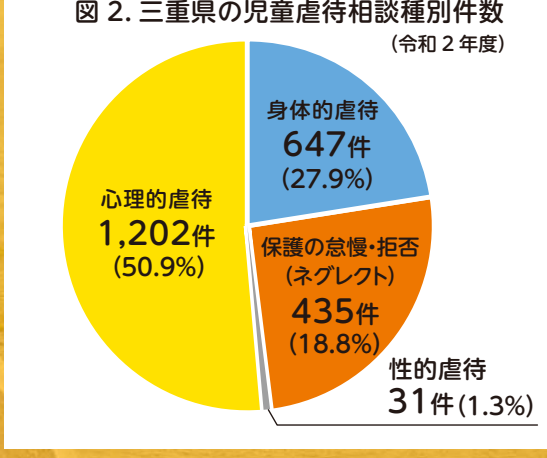
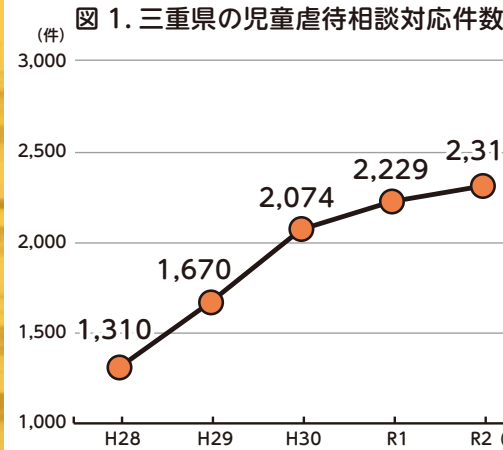


子どもの笑顔を守る

将来を担うかけがえのない子どもたち。今、その子どもたちの笑顔が失われるような児童虐待が全国的に発生しています。子どもの笑顔を守るために、私たちに何ができるか考えましょう。



児 童虐待による痛ましい事件が後を絶ちません。三重県の児童相談所が受けている児童虐待相談対応件数は、年々増加し、令和2年度では2,315件と過去最多となっています。

児童虐待は、子どもに外傷を生じさせる、またはその恐れがある暴行を加える「身体的虐待」、わいせつな行為をしたりさせたりする「性的虐待」、食事を与えなかったり、長時間放置したりする「ネグレクト」、子どもを無視したり、親が暴力

をふるう姿を見せたりするなどの心理的外傷を与える「心理的虐待」の4つに分類されます。令和2年度の児童虐待相談対応件数は、全国、三重県、鈴鹿市ともに心理的虐待が半数以上を占めています。

11月は児童虐待防止推進月間で、全国で児童虐待防止のための取り組みが実施されています。子どもの「命」と「権利」、そして「未来」を守るためにも、社会全体で取り組む必要があります。

児童虐待は、189 いちはやく ご相談ください

「三重県での児童虐待」について、児童虐待相談の最前線で活動する鈴鹿児童相談所の山本衛所長にお話を伺いました。

■ 通告が身近なものに

三重県の児童虐待相談対応件数は、年々増加しています。相談対応件数の増加は、児童虐待に関する相談を受ける関係機関の周知が進んでいるとともに、通告することへのためらいなどが軽減され、通告しやすい社会になってきていることにあると考えられます。

■ 児童虐待はなぜ起こる？

児童虐待は、さまざまな要因が複雑に絡まり合って発生していると考えられています。例えば、育児不安や産後うつなどの「保護者の要因」、病気やこだわりの強い性格などの「子どもの要因」、核家族で協力者がいないなどの「家庭の要因」など、さまざまな要因があります。児童虐待を防いだり、解決したりするには、それぞれの要因へのアプローチが必要です。

■ 児童虐待が子どもに及ぼす影響は？

暴力による身体への影響、虐待体験によるトラウマ、情緒不安定といった精神状態、発達遅延など、ケースにより内容や程度はさまざまです。いずれにおいても、子どもの心身や脳の発達などに深刻な影響をもたらします。

児童相談所とは？

児童福祉法に基づき設置されている「児童相談所」では、0歳から18歳までの児童に関するあらゆる問題について、家庭などから相談を受け付けています。市と協働・連携・役割分担し、支援を行うことで子どもの福祉を図るとともに、子どもの権利を擁護します。

■ 児童相談所の役割

特に専門的な知識や技術、広域的な対応が必要な場合は、児童相談所が対応します。調査を行い、必要に応じて、専門職による社会診断・心理診断・行動診断などを行い、多職種が連携し、その家庭にあった支援を行います。

■ 189ご相談ください

つらいことやしんどいことは一人で抱え込まずに周りの人に相談して、分かち合ってもらいましょう。また、子育てに困っている人を見掛けた場合には、声を掛けてあげてください。お住まいの地域で子育てに関して気になる家庭がある場合や、児童虐待が疑われる場合には、「児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちばやく)」をご活用ください。

いつでもご相談ください

鈴鹿児童相談所
所長 山本 衛さん

児童虐待防止に取り組む「鈴鹿市要保護児童等・DV対策地域協議会」

この協議会は、児童福祉法に基づき、虐待を受けた児童などに適切な支援ができるよう市の体制を強化するため、平成17年11月に設立。さまざまな関係機関が連携を図り、児童虐待などへの対応を行っています。

本市では、協議会において「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース支援会議」の3つの会議を実施し、さまざまなケースに対応しています。

協議会構成員

- ・鈴鹿市医師会
- ・鈴鹿児童相談所
- ・鈴鹿保健所
- ・三重県女性相談所
- ・津地方法務局
- ・鈴鹿警察署
- ・鈴鹿市人権擁護委員
- ・民生・児童委員協議会
- ・児童養護施設
- ・児童家庭支援センター
- ・市教育委員会事務局
- ・学校保健会
- ・幼小中学校園長会
- ・私立幼稚園
- ・私立保育園
- ・市男女共同参画課
- ・市消防本部
- ・市健康づくり課
- ・鈴鹿市社会福祉事務所

守りたいという気持ちで活動しています

「子どもも親もみんなで守りたい」「みんなが笑顔に」、その思いで取り組んでいる関係機関の皆さん。「鈴鹿市要保護児童等・DV対策地域協議会」の実務者会議座長の駒田幹彦さんと「児童家庭支援センターみだ」の相談員の三達玲子さんにお話を伺いました。

interview 1

多職種連携で取り組みます

協議会の実務者会議では、地域の関係機関がチームとなり、さまざまな事案に取り組んでいます。子どもの生活を優先しながら、各機関から意見を出し合って、事案に適した支援を考えています。

医師としてできることを

診察の際に子どもの異変に気付いたり、親が子育てに悩んでいたりする場合には、相談先を案内しています。コミュニケーションをとることや情報を提供することで、親子の悩みが軽くなるきっかけになればと思っています。

児童虐待を防ぐことが大事

児童虐待は、子どもの一生の傷になり得るため、未然に防ぐことが大事です。疑いや悩みがある場合には、すぐに各相談先へご相談ください。

柔軟な対応が必要

児童虐待は、社会情勢の変化や家庭状況によって、多様に変化しています。私たちもその変化に対応し、柔軟に支援方法などを構築していかなければなりません。

守りたい

協議会が取り組むことで、全てがうまく解決できるわけではありません。しかし、「自分を守ってくれる人がいる」「自分は孤立無援ではない」と知ってもらうことが大切です。児童虐待予防のためにも、鈴鹿市がさらに子どもにとって住みやすく、親にとって子育てしやすいまちにしていきたいですね。

多職種が力を合わせて向き合います

駒田医院
院長 駒田 幹彦さん

interview 2

相談を受け付けています

児童家庭支援センターみだでは、施設機能を生かしながら、妊娠期から子育て期にわたる幅広いご相談を子ども本人、家族、地域の方から受け付けています。必要な支援につなげるため、相談者の自己決定に基づくサポートや関係機関とのネットワークづくりなど、相談者に寄り添えるよう心掛けています。

児童虐待を未然に防ぐために

些細なことでも話せる場があることで、児童虐待に及ぶ前に、少しでも心を軽くするお手伝いができればと思います。

小さな相談でもお待ちしています

相談員
三達 玲子さん

こんなときはすぐにご相談を！

■ 虐待かもと思ったら

あざや傷がある。
手当がされていない。

深夜に長時間、
外に出されている。

服や体がいつも
汚れている。

保護者に
ひどく叱られ、
叩かれている。

■ 子育てで悩むときは

子どもの発達
が他の子よりも
遅くて不安。

子どもがなかなか
言うことを
聞いてくれない。

イライラして、
きつく
あたってしまう。

▼相談先はこちら▼

三重県鈴鹿児童相談所
☎ 382-9794 (平日8時30分～17時15分)

お近くの児童相談所

189
※一部のIP電話はつながりません。

24時間
365日対応

通話
無料

子ども家庭支援課
☎ 382-9140 (平日8時30分～17時15分)

鈴鹿警察署 ☎ 380-0110 (代表)

児童家庭支援センターみだ
☎ 373-6025 (月～金曜日9時～16時)

あなたからの電話で救われる子どもがいます

通報することは虐待している人を告発することではなく、その家庭への支援の第一歩となります。通報元が相手方に明かされることはありません。また、匿名でも受け付けていますので、どうか迷わずご相談ください。

児童虐待防止啓発展示

三重県では「子どもを虐待から守る条例」に基づき、児童虐待防止啓発活動の一環として、児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」ツリーの展示やメッセージ募集を行っています。皆さんからのあたたかいメッセージをよろしくお願いします。

オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

● オレンジリボンツリー展示

皆さんのメッセージが飾られるオレンジリボンツリーを展示します。
※随時、メッセージを募集します。

と き 11月5日(金)～30日(火)
と ころ 市役所本館1階
市民ロビー

● イオンモール啓発展示

児童虐待防止に関する啓発展示を行います。

と き 11月13日(土)
と ころ イオンモール 鈴鹿1階
WESTコート



※新型コロナウイルス感染予防のため消毒液の設置など、衛生面には十分留意して行います。
※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止になる場合があります。

子育て情報

市ホームページで、子育てに関する支援や交流の場などの情報を配信していますので、ご活用ください。
市ホームページ「子育て・教育」▶





子どもの権利を 守りましょう



子

どもたちの権利などを定めているのが「児童の権利に関する条約」です。18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」とし、次の4つの権利と基本原則が定められています。11月20日は、「世界子どもの日」です。この機会に、これらの権利や原則への理解を深めましょう。

知っていますか？子どもの権利と基本原則

1つ目！

生きる 権利

住む場所や食べ物があり、
医療を受けられるなど、
命が守られること



2つ目！

育つ 権利

もって生まれた能力を
十分に伸ばしながら
成長できること



3つ目！

守られる 権利

暴力や搾取、有害な労働
などから守られること



4つ目！

参加する 権利

自由に意見を表したり、
団体を作ったりできること



4つの 基本原則



生命、生存及び発達に対する権利

命を守られ成長できること

子どもの最善の利益

子どもにとって最もよいこと

子どもの意見の尊重

意見を表明し参加できること

差別の禁止

差別のないこと

市の取り組みを 紹介します

本市では、「4つの子どもの権利」を理念にとどめることなく、子どもの権利を尊重するため、次のような取り組みを行っています。

● 子ども食堂

子どもたちを主とした地域の交流の場として、市内で4つのNPO法人などが活動しています（令和3年4月現在）。



子ども食堂の様子

子ども食堂はみんなが集まれるコミュニティで、地域で子どもを見守る場です。情報交換などを通して困りごとの解消や子ども同士が広域でつながるきっかけになればと思います。



NPO法人shining

おかだ しょうこ
理事長 岡田 聖子さん

● ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 「まなびーの」

児童扶養手当受給世帯の小学4年生から中学3年生までの子どもを対象に、無料で学習を支援したり、児童の悩みや進学の相談を受け付けたりしています（鈴鹿市母子寡婦福祉会に委託）。



まなびーのの様子

まなびーのが、子どもたちの居場所やコミュニケーションの場になり、また親の負担軽減につながればと思います。

鈴鹿市母子寡婦福祉会

きたの よしみ
会長 北野 好美さん

● 子ども議会・子ども会議

各小・中学校から代表者が一人ずつ、子ども議会は合計40人、子ども会議は20人が参加して、子どもの視点で考えた「鈴鹿のまちづくりに関する夢や希望、思い、アイデア」などについて、互いに意見を出し合い発表する場となっています。



子ども会議議場見学の様子

● 鈴鹿市子ども家庭総合支援拠点

地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する専門性を持った体制として、令和2年4月から設置しています。妊産婦や児童、家庭に寄り添い、安心して子育てができるよう、また児童虐待の未然防止につながるよう途切れのない子育て支援を図っています。
ところ 子ども家庭支援課（市役所西館）
健康づくり課（保健センター）



市役所西館

本市の近年における児童虐待相談件数は、三重県下の状況と同様に増加傾向にあります。現在のコロナ禍において、子どもと保護者の在宅時間が増加したことも原因の一つと考えられていることから、家庭内でのストレスを軽減させるために養育支援訪問などの見守り事業を進めるほか、「鈴鹿市要保護児童等・DV対策地域協議会」において、各関係機関との情報共有を強化し、連携した支援を行っています。

今後も「子どもの権利」の尊重に向けて、各種事業を展開するとともに、市民の皆さんにも理解を深めていただくことで、子どもの権利が尊重され、子どもたちが健やかに育つまちづくりを目指します。



子ども政策部長

いとう みちひこ
伊藤 道彦

今回の特集に関するご意見・ご感想は子ども家庭支援課または子ども政策課へ
子ども家庭支援課 ☎ 382-9140 ☎ 382-9142 ✉ kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp
子ども政策課 ☎ 382-7661 ☎ 382-9054 ✉ kodomoseisaku@city.suzuka.lg.jp